

## 健6委第044号 松島町健康診査業務委託仕様書

### 1. 業務の目的

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健診・特定保健指導及び健康増進法に基づく生活習慣病対策を推進するため、疾病の早期発見・早期治療を目的とした健康診査を実施し、生活習慣の改善に主眼を置いた保健指導や必要な医療につなげ、健康の保持増進を図る。

### 2. 業務の内容

- (1) 特定健康診査・特定保健指導業務  
(根拠法令：高齢者の医療の確保に関する法律)
- (2) 後期高齢者医療健康診査業務  
(根拠法令：宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第3条  
宮城県後期高齢者医療広域連合保健事業実施要綱)
- (3) 青年健康診査業務  
(根拠法令：松島町青年健康診査事業実施要綱)
- (4) 生活保護受給者対象健康診査業務  
(根拠法令：健康増進法第17条第1項及び第19条の2)
- (5) 骨粗鬆症健康診査業務  
(根拠法令：健康増進法第17条第1項及び第19条の2)
- (6) 肝炎ウイルス検査業務  
(根拠法令：健康増進法第17条第1項及び第19条の2)
- (7) 前立腺がん検診業務  
(根拠法令：健康増進法第17条第1項及び第19条の2  
がん対策基本法第4条及び第13条)
- (8) その他の保健指導業務（受診勧奨業務、PHRに関する業務）

### 3. 実施期間 契約日から令和7年3月31日

総合健診：8月23日から9月2日までの計9日間  
(但し、8月25日、8月31日を除く)

追加健診：9月28日

### 4. 契約方法 別表のとおり、検査項目ごとの単価契約とする。

### 5. 委託料

委託料は、別表の単価契約に数量を乗して算出した金額の総額に、消費税及び地方消費税として100分の10を乗じて得た金額を加えた額より、自己負担額を引いた金額とする。なお、契約期間中に消費税率等が改定された場合は、改定日以降の委託業務の実施に係る委託料については、改定後の税率により計算するものとする。

別表に定める自己負担額（消費税等を含む）は、健診実施機関が受診者から徴収するものとする。

## 6. 対 象 者

健 診 名	対 象 者
特定健康診査・特定保健指導業務	40歳～74歳までの松島町国民健康保険被保険者及び扶養者（年齢基準日：令和7年3月31日）
後期高齢者医療健康診査業務	令和6年度に後期高齢者医療制度の被保険者となる者（年齢基準日：令和6年8月23日）
青年健康診査業務	令和6年度に18歳から39歳となる者（年齢基準日：令和7年3月31日）
生活保護受給者対象健康診査業務	生活保護受給者（被用者保険に加入している者を除く）（年齢基準日：令和7年3月31日）
骨粗しょう症検診業務	40・45・50・55・60・65・70歳の女性（年齢基準日：令和7年3月31日）
肝炎ウイルス検査業務	満40歳の希望者及び前年度までに受診機会を逃した40歳以上の者（年齢基準日：令和7年3月31日）
前立腺がん検診業務	満50歳以上の男性のうち希望者（年齢基準日：令和7年3月31日）

## 7. 委 託 業 務

(1) 受診票作成（対象者出力：氏名、住所、生年月日、他）

(2) 特定健康診査業務

厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、以下のとおりとする。

区 分	内 容		
特定健康診査	基本的な健診の項目	既往歴の調査（服薬及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）	
		自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
		身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
		血 圧	収縮期血圧及び拡張期血圧
		診 察	理学的検査
		血中脂質検査	中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
		肝機能検査	AST(GOT)・ALT(GPT)・ $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP)
		血糖検査	ヘモグロビンA1c
		尿検査	糖・蛋白
	詳細な健診の項目 (医師の判断による)	貧血検査	赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値
		心電図検査	
		眼底検査	
		血清クレアチニン検査	eGFRによる腎機能の評価を含む
追加項目	血清クレアチニン検査（詳細な健診の該当者を除く） 尿酸検査、尿検査（潜血）		

※ 血糖検査においては、受診者全員、ヘモグロビンA1cを測定すること。  
(ヘモグロビンA1cの結果標記についてはNGSP値とする。)

※ 血清クレアチニン検査及び尿酸検査、尿潜血検査については受診者全員に行うこと。

※ 詳細な健診は医師の判断により実施するが、希望者については個人負担で受診でき

るものとする。

- ※ 生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施しない場合も認めるものの、その他の項目についてはすべて実施すること。
- ※ 特定健康診査終了後、速やかに、高齢者の医療の確保に関する法律第 23 条の規定に基づく特定健康診査結果通知表（厚生労働省にて様式例を公表）を作成し、受診した者に通知するものとする。なお、通知にあたっては、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 3 条に基づき、特定健康診査受診結果と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。
- ※ 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、健診実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、データ管理の代行機関である宮城県国民健康保険団体連合会への送付を行うものとする。作成したデータを格納したファイルを収録した電子媒体は期限までに提出すること。

(3) 特定保健指導業務

別紙仕様書のとおりとする。

(4) 後期高齢者医療健康診査業務

宮城県後期高齢者医療広域連合保健事業実施要綱に基づき、下記のとおりとする。

区 分		内 容		
後期 高齢者 医療 健康 診査	基本的な健診 の項目	問 診	既往歴の調査（服薬及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）、自覚症状及び他覚症状の検査	
		計 測	身体計測	身長・体重・BMI
			血 圧	収縮期血圧及び拡張期血圧
		診 察	理学的検査	
		血中脂質検査	中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール	
		肝機能検査	AST(GOT)・ALT(GPT)・ $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP)	
		血糖検査	ヘモグロビン A1c	
	尿検査	糖・蛋白		
	詳細な健診の 項目 (医師の判断による)	貧血検査	赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値	
		心電図検査		
		眼底検査		
	血清クレアチニン検査	eGFR による腎機能の評価を含む		
	追加項目	血清クレアチニン検査 (eGFR) (詳細な健診の該当者を除く)		

- ※ 血糖検査においては、受診者全員、ヘモグロビン A1c を測定すること。  
(ヘモグロビン A1c の結果標記については NGSP 値とする。)
- ※ 血清クレアチニン検査については受診者全員に行うこと。
- ※ 詳細な健診は医師の判断により実施するが、希望者については個人負担で受診できるものとする。
- ※ 上記健診項目は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省令第 157 号）に準ずるものとする。
- ※ 健診の実施結果については、健診実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、データ管理の代行機関である宮城県国

民健康保険団体連合会への送付を行うものとする。作成したデータを格納したファイルを収録した電子媒体は期限までに提出すること。

(5) 青年健康診査業務

区 分		内 容		
青年健康診査	基本的な健診の項目	問 診	既往歴の調査(服薬及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)、自覚症状及び他覚症状の検査	
		計 測	身体計測	身長・体重・BMI
			血 圧	収縮期血圧及び拡張期血圧
		診 察	理学的検査	
		血中脂質検査	中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール	
		肝機能検査	AST(GOT)・ALT(GPT)・ $\gamma$ -GT( $\gamma$ -GTP)	
		血糖検査	ヘモグロビン A1c	
		尿検査	糖・蛋白・潜血	
	腎機能検査	血清クレアチニン検査		
	詳細な健診の項目 (医師の判断による)	貧血検査	赤血球数・血色素量・ヘマトクリット値	
心電図検査				
眼底検査				

- ※ 血糖検査においては、受診者全員、ヘモグロビン A1c を測定すること。  
(ヘモグロビン A1c の結果標記については NGSP 値とする。)
- ※ 血清クレアチニン検査、尿検査(潜血)については受診者全員に行うこと。
- ※ 詳細な健診は医師の判断により実施するが、希望者については個人負担で受診できるものとする。
- ※ 生理中の女性に対する尿検査については、検査不能として実施しない場合も認めるものの、その他の項目についてはすべて実施すること。
- ※ 上記健診項目は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年 12 月 28 日厚生労働省令第 157 号)に準ずるものとする。

(6) 生活保護受給者対象健康診査業務

特定健康診査・特定保健指導業務、後期高齢者等健康診査業務、青年健康診査業務の内容に準ずる。

(7) 骨粗しょう症検診業務

健 診 内 容	踵骨超音波測定法による検査
---------	---------------

(8) 肝炎ウイルス検査業務

検 診 内 容	採血による HBs 抗原・HCV 抗体検査
---------	-----------------------

(9) 前立腺がん検診業務

検 診 内 容	採血による PSA (前立腺特異抗原検査) 値測定
---------	---------------------------

(10) 健(検)康診査結果通知及び受診者全員に対する情報提供

(11) 特定保健指導対象者選定のための階層化業務

(12) PHRに関する業務

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第242号）を踏まえ、健康診査等の結果について、健診実施機関が厚生労働省の定める標準的な電磁的記録の形式により、町の健康管理システムに取り込めるデータを提供すること。

(13) 特定健康診査受診者に対する受診勧奨業務

特定健診受診者（40代、50代）に対し、受診勧奨ハガキを送付する。また、特定健診受診者未受診者に対し、個別にハガキを送付（9月中旬）し、受診勧奨を行う。

業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>・受診勧奨用ハガキ（デザイン含む）作成及び印刷</li><li>・受診者勧奨者名簿作成</li><li>・対象者への受診勧奨ハガキの発送</li></ul>
---------	--

8. 実施体制

高齢者の医療の確保に関する法律の特定健康診査等の実施に関する基準第17条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査等の実施に係る基準について満たしていること。また、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第242号）における精度管理に関する事項に準拠して、精度管理を行うものとする。

9. 個人情報保護

個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

10. その他

この仕様書に定めのない事項が生じた時は、必要に応じて、誠意をもって協議の上、決定するものとする。

## 特記仕様書

### 1. 事業内容

- (1) 本事業の遂行に必要なと見込まれるデータ作成料、受診票及び結果票印刷、結果通知封入、その他の経費等は全て健診料に含む。

※ 結果通知用封筒印刷は別途支払いとする。

#### 【総合健診までの日程】

- 6月上旬：健診毎の対象者（申込者）データ引渡し  
7月上旬：健診毎の受診票（問診票）出力、納品  
8月中旬：40代、50代への受診勧奨ハガキの発送  
9月中旬：特定健診未受診者へ受診勧奨ハガキの発送  
10月：結果通知封入、納品
- (2) 特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療健康診査の実施結果は、健診機関から直接、宮城県国民健康保険団体連合会へ送付すること。
- (3) 総合健診として、結核・肺がん検診を実施する公益社団法人 宮城県塩釜医師会、がん検診（胃がん検診・大腸がん検診）を実施する公益財団法人 宮城県対がん協会等との協働となるため、同時実施できる体制をととのえること。
- (4) 健康増進事業実績報告に基づく結果など、必要に応じてデータの提供を行うこと。
- (5) 健診結果異常値放置者受診勧奨事業等の実施に伴う、受診者の連絡先（電話番号）についてデータ提供を行うこと。

### 2. 実施場所

松島町根廻字上山王6番地の27 保健福祉センターどんぐり

### 3. 実施期間

令和6年8月23日(金)～9月2日(月)、9月28日(土)

但し8月25日(日)、8月31日(土)を除く

(受付時間 8:00～11:00)

## 特定保健指導業務委託仕様書

### 1. 業務の目的

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する松島町特定健康診査結果から、対象者が自らの身体状況を認識するとともに生活習慣を改善し、行動に移すよう特定保健指導を実施する。

### 2. 業務実施期間

委託締結日から令和7年3月31日まで

### 3. 対象者

松島町国民健康保険が実施する特定健康診査を受診した結果、階層化により「動機づけ支援」または「積極的支援」と判定された者

《令和6年度予定》 動機づけ支援 : 概ね 40人

積極的支援 : 概ね 20人

### 4. 業務内容

業務は、内臓脂肪蓄積の程度とリスクの要因の数から階層化を行い実施する「動機づけ支援」「積極的支援」のいずれかの特定保健指導とし、対象者が自らの生活習慣の改善の方向性、手法等について理解し、主体的に取り組み、QOL及び身体状況の改善を実現させることができるよう配慮するものとする。

また、業務の執行にあたっては、対象者の状況に応じ、適切な時間、場所及び実施方法により行うものとする。

#### (1) 動機づけ支援

##### ① 目的

対象者への個別支援により、対象者自らの生活習慣を振り返り、行動目標を立てることができるとともに、保健指導終了後、対象者がすぐに実践（行動）に移り、その生活が継続できることをめざす。

##### ② 対象者

健診結果・標準的な質問票から、生活習慣の改善が必要と判断された者で、生活習慣の変容を促すにあたって、行動目標の設定やその評価に支援が必要な者

##### ③ 支援頻度

原則1回以上の支援を行い、3か月以上経過後に評価を行う。

##### ④ 支援内容

厚生労働大臣が定める方法により、保健師又は管理栄養士等の面接による指導のもとに行動計画を策定し、保健師又は管理栄養士等が生活習慣改善の取り組みに係る動機づけ支援を行うとともに当該計画策定の日から3か月以上経過後に当該計画の実績に関する評価を行う。

- ア 対象者本人が自分の生活習慣の改善点・のばすべき行動等に気づき、自ら目標を設定し、行動に移すことができる内容とする。
- イ 詳細な質問票等の活用により、対象者の生活習慣や行動変容のステージ（準備状態）を把握し、対象者の生活習慣改善を動機づけるために次の支援を行う。
- ウ 健診期間中は、初回面談分割実施を行う。その場合、初回面談終了後から概ね1か月後に2回目の面談を実施し、3か月以上の継続的な支援の後、実績評価を年度内に行う。

**【面接による支援】**

- ・生活習慣と健診結果との関係の理解や生活習慣の振り返り
- ・内臓脂肪症候群や生活習慣病に関する知識と対象者本人の生活が及ぼす影響
- ・生活習慣の振り返り等から生活習慣を改善するメリットと現在の生活を続けるデメリットについて
- ・栄養や運動等の生活習慣改善に必要な実践的指導
- ・腹囲や体重の測定方法について説明
- ・行動目標や評価時期等、行動計画を対象者とともに作成し、支援する
- ・必要な社会資源の紹介

**【3か月後の評価】**

対象者自身が自ら評価するものと、保健指導者による評価の2通りとし、面接又は電話、メール等の通信を利用して実施する。

- ・設定した行動目標の達成状況
- ・身体状況（体重・腹囲・血圧等）や生活習慣に変化があるか確認
- ・次年度健診に向けての目標達成等

**⑤ 支援形態**

対象者に対して、特定健診結果通知書とともに動機づけ支援（個別支援）の通知を行う。

ア 面接による支援（1人20分以上の個別支援、情報通信技術を活用した遠隔面接は30分以上）

イ 動機づけ支援を受けた対象者については、その後に町で行う健康づくり事業への参加を促し、継続的に栄養や運動等の生活習慣改善に必要な実践的指導が受けられるようにする。

種類	回数	時期	支援形態
初回面談	1回	令和6年8月23日～9月2日（分割実施）及び10月～11月	個別面接
評価	1回	令和7年1月～3月	個別面接又は通信による評価

**⑥ 終了**

保健指導途中で、異動等が生じた場合は、以下のとおり対応することとする。

ア 途中で資格喪失があった場合

資格喪失が明らかになった時点で、町及び利用者に利用停止を通知する。



- イ 初回面談未完了の場合  
初回面談分割実施において、2回目の面談で2回以上勧奨しても利用がない場合または、利用者から中断の意思が確認された場合は、町に連絡後終了とする。  
その場合は、初回面談を終了したとみなす。
- ウ 最終評価の返信がない場合  
最終評価において、2回以上呼びかけても利用者から返信がない場合、呼びかけを行ったことで最終評価を完了したものとする。

## (2) 積極的支援

### ① 目的

定期的・継続的な支援により、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣を振り返り、生活習慣変容のための行動目標を設定し、目標達成に向けた実践（行動）に取り組みながら、保健指導終了後にも継続して実践できることをめざす。

### ② 対象者

健診結果・質問票から生活習慣の改善が必要と判断された者で、そのために保健指導実施者によるきめ細やかな継続支援が必要な者。

### ③ 支援頻度

3か月以上の継続的な支援

### ④ 支援内容

厚生労働大臣が定める方法により、保健師又は管理栄養士等の面接による指導のもとに行動計画を策定し、保健師又は管理栄養士等が生活習慣改善の取り組みに資する働きかけを相当な期間、継続して行い、当該計画の進捗状況に関する評価及び当該計画策定の日から3か月以上経過後に当該計画の実績に関する評価を行う。

ア 特定健康診査の結果及び喫煙・運動・休養・食習慣・その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、対象者の生活習慣や行動変容の状況を把握し、当該年度及び過去の特定健康診査の結果等から、対象者自らが自分の身体に起こっている変化を理解できるよう促す。

イ 対象者の健康に関する考え方を受け止め、対象者が考える将来の生活像を明確にした上で、行動変容の必要性を実感できるような働きかけを行い、具体的に実践可能な行動目標を対象者が選択できるように支援する。

ウ 対象者が具体的に達成可能な行動目標について、優先順位をつけながら、対象者と一緒に考え、対象者自身が選択できるように支援する。

エ 支援を行う者は、対象者が行動目標を達成するために必要な支援計画をたて、行動を継続できるように定期的かつ継続的に介入する。

オ 積極的支援を修了する時には、対象者が改善した行動を継続するよう意識づけを行う。

### ⑤ 支援形態

対象者に対して、特定健診結果通知書とともに積極的支援（個別支援）の通知を行う。

ア アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント以上の支援を実施するものとする。

種類	回数	時期	支援形態
初回面談	1回	令和6年8月23日～9月2日(分割実施)及び10月～11月	個別面接
継続的支援		3か月以上	個別面接又は通信による支援
評価	1回	令和7年1月～3月	個別面接又は通信による評価

イ 積極的支援を受けた対象者については、その後に町で行う健康づくり事業への参加を促し、継続的に栄養や運動等の生活習慣改善に必要な実践的指導が受けられるようにする。

## ⑥ 終了

保健指導途中で、異動等が生じた場合は、以下のとおり対応することとする。

ア 途中で資格喪失があった場合

資格喪失が明らかになった時点で、町及び利用者に利用停止を通知する。

イ 途中で脱落した場合

保健指導にて、面接の利用がなく、代替日の設定がないまま最終利用日から2か月経過した者へ、電話、FAX、手紙、メール等のいずれかの方法による勧奨を計4回行う。勧奨しても利用がない場合または、利用者から中断の意思が確認された場合は、町に連絡後、町及び利用者に脱落認定を通知する。

脱落認定の通知後2週間以内に、利用者から再開依頼がない限り、終了とする。

初回面談2回目の面接にて脱落となった場合は、初回面談を終了したとみなす。

ウ 最終評価の返信がない場合

最終評価において、2回以上呼びかけても利用者から返信がない場合、呼びかけを行ったことで最終評価を完了したものとする。

## 6. 施設・人員等の条件

- (1) 松島町保健福祉センター等において、個別健康相談・保健指導を実施すること。
- (2) 事業を統括する保健師又は管理栄養士(経験年数概ね5年以上)を配置すること。(常勤とし、他業務との兼務は可)
- (3) 健康相談・保健指導は保健師・管理栄養士により実施し、食生活指導は管理栄養士により実施すること。(栄養士による場合は松島町の事前承認を得ること。)
- (4) 週5日以上、昼間(概ね9時から午後5時まで)に参加者からの連絡・相談を受けられる対面窓口・電話を設けること。
- (5) 健康運動指導士・健康運動実践指導者等の運動指導に関する有資格者(経験年数概ね5年以上)を配置すること。
- (6) 使用教材を作成すること。  
(参加者に共通で使用するのは松島町の事前承認を得ること)

## 7. 委託料

委託料は松島町が受託者と定めた委託料の単価とする。

- (1) 受託者は、特定保健指導行動計画を策定する初回時面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3か月以上経過後に行う評価）終了後に、遅滞なくその結果をとりまとめ、松島町に請求するものとする。
- (2) 特定保健指導において、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例公表）等、指導過程における各種記録類やワークシート類等についても、受託者に求めた場合は、松島町に対し、電子データ又は紙により提出するものとする。
- (3) 前項の(2)の内容を点検し適当と認めるときは、受託者との間で定める日に、請求額を支払うものとする。支払い割合は、動機づけ支援については、初回面接後に8割、実績評価後に2割とする。積極的支援については、初回面談後に4割、実績評価後に6割とする。
- (4) 受託者において、特定保健指導利用券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、受託者の責任・負担とし、松島町から請求額は支払われないものとする。
- (5) 特定保健指導の積極的支援における期間（3か月）中に、利用者が被保険者資格を喪失した場合は、松島町が資格喪失を連絡した時点で利用停止とする。この時、受託者は利用停止までの結果に関するデータを松島町へ送付し、松島町は利用停止までの特定保健指導の実績に応じた費用を受託者に支払うこととする。
- (6) 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（終了・脱落が確定した）場合は、松島町はその時点までの特定保健指導の実績実績に応じた費用を受託者に支払うこととする。

## 8. その他の運営

- (1) 上記の他、特別の費用等の取扱いについては、下記のとおりとする。
  - ア 特定保健指導に関するオプションは本契約に含まれず、参加者負担とする。
  - イ 事業案内、説明会等の案内に対する通知、郵便局への差し出し及び郵便料金は松島町の負担とする。
  - ウ 参加者が提出する自記記録用紙、目標記録用紙、食生活記録用紙、提出用封筒の内容及び費用は受託者負担とする。また、その他の指導用教材は受託者の負担において、自製又は購入により提供するものとする。（いずれも松島町の事前承認必要）
  - エ その他、通信費、事務用品費、備品費等事業に要する経費であって、この仕様書に記載がない費用については全て受託者の負担とする。
- (2) 本契約に基づき支援の対象となる参加者については、参加期間終了までの支援体制を整えること。
- (3) 関係書類は契約満了後においても5年間保存すること。
- (4) 個人情報の取扱は下記のとおりとする。
  - ア 受託者は、この業務を処理にするにあたって知りえた個人情報を、他に漏らしてはならない。
  - イ 受託者は、当該業務終了後にも、知りえた個人情報を他に漏らしてはならない。
  - ウ 受託者は、この業務に関わるデータをネットワーク上から物理的に切り離された形のみで保管すること。
  - エ 受託者は、この業務に関わる個人情報を施錠可能な保管器具で保管するものとする。
- (5) 実施の詳細については、あらかじめ松島町と協議するとともに、業務の遂行にあた

って疑義が生じたときは、必ず松島町の指示を受けて実施すること。

- (6) 受託者は、松島町から要求があった時は業務時及び業務完了時の立会い検査に応じなければならない。
- (7) 事業終了後、事業完了届の他、保健指導の実施状況及びその結果並びに終了時の評価結果を記載し、実施報告書とともに提出すること。

#### 9. その他の留意点

- (1) 委託した事業が円滑に遂行されているかを確認し、必要な修正が行えるよう委託事業の実施状況についてモニタリングし、定期的に評価すること。
- (2) モニタリングの課程でトラブルが生じたり、当初予定していなかった問題が見つかった場合は、適宜、松島町と協議し、解決を図ること。

(別表)

健康診査	自己負担額 (消費税等込み)
特定健康診査	0円
後期高齢者医療健康診査 (お達者健康診査)	0円
青年健康診査	1,500円
住民税非課税世帯	0円
生活保護受給世帯	0円
生活保護受給者対象 健康診査	0円
骨粗しょう症検診	1,000円
肝炎ウイルス検査	800円
前立腺がん検診	1,800円